

## 6 役員の義務と責任

### 【法人と役員等との関係】



法人



役員等

- 社会福祉法人と役員、評議員、会計監査人は民法の委任者・受任者の関係です。従って民法に規定された善良なる管理者の義務などの法理が適用されます。

### 【理事の義務】

さらに、理事の場合は次のような義務が加重されます。



- 法令・定款を遵守し、社会福祉法人の為に忠実にその職務を執行する忠実義務
- 自己又は第三者のために、当該社会福祉法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき（競業取引）は理事会の承認が必要です。
- 自己又は第三者のために、当該社会福祉法人と取引をしようとするとき（自己取引）や社会福祉法人が理事の債務を保証するなど社会福祉法人と理事との利害が相反する取引（利益相反取引）については、理事会の承認が必要です。





## 【役員等の損害賠償責任】

- 評議員、役員、会計監査人は、その任務を怠ったとき（任務懈怠）は、社会福祉法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負います。
- 理事はこれに加え、忠実義務、競業取引、自己取引及び利益相反取引の制限規定に違反し、社会福祉法人に損害を与えた場合も、その損害を賠償する責任を負います。
- これらの社会福祉法人に対する損害賠償責任は下表の方法により免除できます。
- また評議員、役員、会計監査人は職務執行に際し悪意又は重過失があった場合、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任があります。

## 【損害賠償責任の免除】

### 総評議員の同意

- ・ 損害賠償責任の全部を免除できる。
- ・ 対象者（評議員、役員、会計監査人）

### 評議員会の 特別決議

- ・ 職務を行うにつき善意無重過失の場合、法定の最低賠償責任額を超える金額について損害賠償責任を免除できる。
- ・ 対象者（役員及び会計監査人）
- ・ 監事全員の同意が必要

### 理事会の決議

- ・ 職務を行うにつき善意無重過失で、かつ原因やその職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合、法定の最低賠償責任額を超える金額について損害賠償責任を免除できる。
- ・ 定款でこの旨を規定することが必要
- ・ 対象者（役員及び会計監査人）
- ・ 監事全員の同意が必要

### 責任限定契約

- ・ 善意無重過失の場合、あらかじめ社会福祉法人が定めた額と法定の最低賠償責任額のいずれか高い額を限度として免除することができる。
- ・ 定款でこの旨を規定することが必要
- ・ 対象者（非業務執行理事）